

区立小中学校などにおける指導要録の紛失について

区立子供園1園及び区立小中学校10校において、過年度分の指導要録（学籍・指導）の紛失が判明したため、下記のとおり報告する。

1 概要

区立小学校から、自校において指導要録の確認を行ったところ、平成20年度卒業生の指導要録（様式1:学籍に関する記録）の紛失が判明し、令和5年9月6日（水曜日）に済美教育センターに報告があった。

その後、指導主事を派遣して他の区立子供園及び区立学校の指導要録の保有状況について緊急調査を行ったところ、区立子供園1園及び区立学校10校において指導要録の紛失が判明した。

※ 指導要録：児童・生徒等の氏名・現住所・保護者氏名などが記録されている様式1（学籍に関する記録：20年保存）と、各教科の学習の記録などが記録されている様式2（指導に関する記録：5年保存）からなる。

2 紛失の状況

以下の子供園1園、小学校7校、中学校3校(1,307名)の指導要録の一部

	園名・校名	修了児・卒業生の該当年度(該当の様式)	人数
1	西荻北子供園	平成21年度(様式1)	63
		平成30年度(様式2)	29
2	杉並第二小学校	平成30年度(様式2)	91
3	馬橋小学校	平成20年度(様式1)	92
4	桃井第一小学校	平成17年度の一部(様式1)	40
		平成18年度の一部(様式1)	66
5	沓掛小学校	平成30年度の一部(様式2)	33
6	大宮小学校	平成27年度(様式1)	56
7	和田小学校	平成24年度(様式1)	76
8	松ノ木小学校	平成27年度(様式1)	34
9	松溪中学校	平成15年度及び平成16年度(様式1)	169
		平成30年度及び平成31年度(様式2)	230
10	高井戸中学校	平成15年度(様式1)	178
11	松ノ木中学校	平成30年度及び平成31年度(様式2)	150

※ 現在就学している児童等の情報は含まれていない

計 1307人

3 紛失した個人情報

児童・生徒等の氏名・現住所・保護者氏名など

4 原因

- ・公文書等の取り扱いに対する意識が低かったこと
- ・校内における公文書等の管理が不十分であったこと

5 情報漏えいの可能性

学校・園における文書廃棄は、一般ごみとして排出するのではなく、契約業者に依頼して溶解処分を行っており、今回の事案は、他の文書に紛れた形での誤廃棄の可能性が高く、個人情報流出の可能性は低いものとする。

6 学校・区への対応

(1) 学校内での調査

当該校・園においては、徹底して校内を捜索したが、発見には至っていない。併せて、文書の管理状況や紛失の経緯について、過去に遡って調査を行う。

(2) 卒業・修了の確認について

各学校・園における卒業生・修了児の確認については、卒業生台帳又は修了証書授与台帳で確認が可能であり、それらを活用して卒業・修了の証明書等の発行などに対応する。

(3) 関係者への謝罪と説明

対象となる卒業生・修了児に対しては、10月10日(火曜日)に文書の郵送により謝罪と説明を行った。また、現在在籍している幼児・児童・生徒及び保護者に対しては、書面、一斉メール配信システム等を活用し、お知らせした。

(4) 報道機関への情報提供等

10月10日(火曜日)に、広報課を通じて報道機関に対し情報提供を行った。

(5) 再発防止策

10月6日(金曜日)に校長(園長)会を開催し、指導要録の適正な管理について、改めて教職員への周知・指導の徹底を行うとともに、誤って廃棄するということが起きないように、保存期間が過ぎた指導要録についての廃棄手順を徹底する。また、教育委員会が1学期に行っている学校訪問の際に、指導要録の管理・保存が適切に行われているか点検する。さらに、指導要録の電子保存の仕組みを整え、速やかに実施する。

(6) 紛失判明の時期等について

本件の発端となった馬橋小学校における紛失判明及び区教育委員会への報告の時期について、学校関係者に対する聞き取りの結果、既に令和元年度において、職員が紛失事実を把握し、その内容を校長及び教育人事企画課長に対し、口頭で報告していた旨の証言を得た。この証言を当事者に確認したところ、前校長はそのような報告を受けたことを認識していた旨を、また、元教育人事企画課長は報告を受けた記録もなく、明確な記憶もない旨をそれぞれ聞き取った。

なお、紛失事実を認識していた前校長及び現校長は、紛失にかかる服務事故報告を提出することなく、指導要録の保存状況(届)においても校内保存している旨の回答を提出(4か年度分)していた。